

平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(概 要)

平成27年6月26日
厚生労働省年金局・日本年金機構

平成26年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について（概要）

国民年金保険料の納付状況と要因

- 平成24年度分（過年度2年目）の最終納付率は67.8%で、平成24年度末時点と比べれば+8.8ポイントである。
- 平成26年度分の現年度納付率は63.1%で、前年度と比べれば+2.2ポイントである。
- 年金事務所ごとの納付率（現年度分）をみると312事務所中311事務所で前年度より上昇している。（平成25年度は311事務所で上昇）
- 都道府県別の納付率（現年度分）をみると、すべての都道府県で前年度より上昇している。（平成25年度はすべての都道府県で上昇）
- 納付率改善の要因としては、特別催告状による納付督促の対象者の拡大、年金事務所と市場化テスト受託事業者との協力・連携による納付督促の強化、などが考えられる。

	平成24年度末時点	平成25年度末時点	平成26年度末時点
平成24年度分保険料	59.0%	63.5% (+4.5ポイント)	67.8% (+4.3ポイント)
平成25年度分保険料		60.9%	67.2% (+6.3ポイント)
平成26年度分保険料			63.1%

注1:()内は前年度からの伸びである。

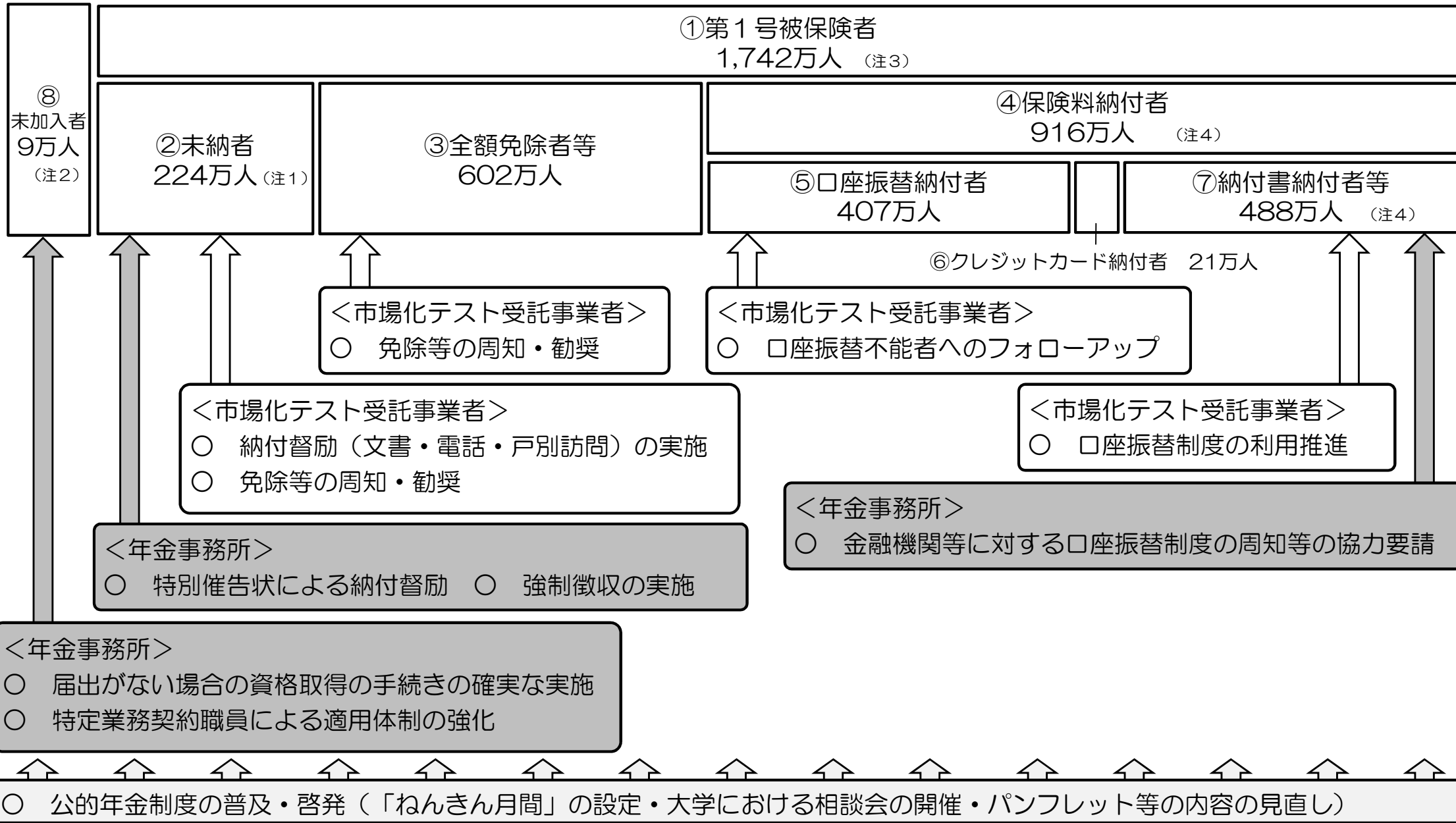
注2:平成26年度分保険料については、納付対象月数13,651万月(対前年度比△5.7%)、納付月数8,607万月(対前年度比△2.4%)である。

平成27年度の主な取組

- 未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化を図る。具体的には、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、納付督促、免除等勧奨、強制徴収を実施する。また、年金事務所において必ず実施する取り組みを具体的に定め推進するとともに、若年層の納付督促を強化する。
- 機構全体、ブロック本部及び各年金事務所において行動計画を策定するとともに、それを推進する役割と体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携体制を強化する。
- 強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について滞納処分を実施する。特に、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上の滞納者に督促を実施する。また、強制徴収に集中的に取り組む期間を設ける。
- 悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度を推進する。

被保険者属性ごとの取組について

(平成27年3月末現在)



注1：未納者とは、24か月（平成25年4月～平成27年3月）の保険料が未納となっている者。

注2：平成16年度までの調査結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

注3：第1号被保険者には、任意加入被保険者（24万人）が含まれている。

注4：保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑤及び⑥を単純に差し引いて算出したもの。